「相互貸借館の貸出期間」図書館回答について

２０１７年１０月１０日

三田市市民生活部 市民文化室 文化スポーツ課
課長・横溝朋之様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人・小林純生

いつもお世話になっております。

９月８日付の貴課宛文書で、「相互貸借館の貸出条件・貸出期間」について、図書館に回答を督促するようお願いしましたところ、９月２９日付で図書館から回答が届きました。相互貸借各館の貸出期間の一覧などを開示していただきました。お手を煩わせ有難うございました。

しかし、回答文書の内容に疑義が生じたため、緊急世話人会で検討いたしました。その結果、幾つか重大な問題を含んでいると判断し本日、図書館長宛に重ねて質問状を送付しました。

図書館の回答文書と当会からの再質問文書を添付いたします。

この二つの文書の内容について、貴課のご見解をお聞かせください。問題の核心は、当該情報の開示先を一方的に限定することが妥当かどうか、ということです。

図書館宛文書に記載したとおり、当該情報は時期を見て当会ホームページで公開することにしています。

なお、もう一つ要望です。

当会は様々な問題について、貴課並びに図書館へ質問書等でお尋ねをしていますが、回答までに長期間を要しております。常識の範囲内で迅速に回答するようお願いするとともに、図書館へも指導をしていただくよう要望します。

以上、宜しくお願いします。